

衆議院厚生労働委員会におけるリハビリテーションをめぐる質疑について

2026年5月13日の衆議院厚生労働委員会において、リハビリテーション政策に関する質疑が行われました。登壇された田野瀬太道議員（自由自民党）、沼崎満子議員（中道改革連合）の質疑に対する答弁について、トピックをまとめました。

1. 理学療法士、作業療法士が担う業務に関して

【田野瀬太道 議員】

理学療法士及び作業療法士法が昭和40年に制定されて以来、法改正がなされておらず、リハビリテーション関係職種役割が大きく変化している中、業務範囲や医療分野におけるこのセラピストの位置づけが、時代の変化に十分対応している現況ではない。

その一例として、作業療法においては、その業務は多岐にわたっており、定義の「手芸、工作その他の作業を行わせること」は、実態を正確に表せていないのではないかと。理学療法士、作業療法士の役割や業務内容について、**理学療法士及び作業療法士法**を改正し、制度的にもリハビリテーション関係を時代に即したものとすべきである。

また、理学療法士や作業療法士に似通ったような紛らわしい名称で無資格者がリハビリテーションを実施している事例が散見されていることに対し、法律の改正において、名称独占だけでなく業務の独占、そして罰則、この辺りもしっかりと明記した上で整理すべきである。

【厚生労働省 森光医政局長】

リハビリテーション専門職が果たしている役割というのは、年代において変わってきており、さらに重要性が増していると考えている。リハビリテーション専門職の名称に関しては、各資格の根拠法において、「資格を持たない者が紛らわしい名称を用いてはならない」とされており、違反したものに対する罰則も設けられている。今後その実態把握も含めて必要な対応をしていきたい。

2. リハビリテーション政策を統括する専門部署の設置について

【田野瀬太道 議員】

リハビリテーションの活動範囲は、医療、介護、障害、福祉、教育分野、等々多岐にわたり、その活用分野は極めて広いものとなっている。それぞれの縦割り行政によるにおいて、リハビリテーション政策全体としての方向が、一つにはなりにくいという側面があるのではないかと。国家戦略としてのリハビリテーションを展開するためにも政策を推進するための統括専門部署を、厚生労働省内に早急に設置していただきたい。

【厚生労働省 上野厚労大臣】

リハビリテーション専門職の活躍の場は、医療介護の現場にとどまらず予防・健康増進、

そうした分野にも拡大をしており、横断的な対応が重要と考えている。「リハビリテーション統括調整室」を設置し、体制強化をして、総合的な対策に取り組んでいく。

3. リハビリテーション専門職全体の処遇改善について

【田野瀬太道 議員】

高度な専門性と責任を担うリハビリテーション専門職ですが、実は、賃金水準は必ずしも十分とは言えず、全産業平均との差がある。処遇改善は単なる労働問題ではなくて、国民が必要なリハビリを安定的に受けられるかどうかということに直結する問題である。

【厚生労働省 間保険局長】

医療分野では、令和7年度補正予算、本年6月の診療報酬改定、リハビリテーション専門職を含む幅広い職種の方の賃上げに向けて、令和8年度、令和9年度それぞれ3.2%のベースアップを実現するための措置を講じることとしている。

また、介護・障害分野では、令和7年度補正予算による緊急的な対応に加え、他職種と遜色ない処遇改善に向けて、令和9年度の定例改定を待たずに令和8年度の改定を実施するほか、物価・賃金の上昇等を適切に反映するための対応を実施していくこととしている。今後ともリハビリテーション専門職、医療、介護、障害福祉の現場で働く方々の着実な賃上げにつなげていきたい。

4. 在留資格「医療」における言語聴覚士（ST）を加えることについて

【田野瀬太道 議員】

法務省が外国人に対する上陸の審査許可の際に付与する在留資格の「医療」の中にはすでに、理学療法士や作業療法士などの業務に従事する活動記載はされているが、「言語聴覚士」が入っていない。

【法務省 磯部在留管理支援部長】

我が国の産業及び国民生活に与える影響、その他の事情を勘案し、法務省令において受け入れ対象となる資格を具体的に定めているところ。在留資格「医療」の受け入れ対象に言語聴覚士を追加するためには、追加の必要性や具体的要件等について、医療分野を所掌する厚生労働省と協議を開始しているところであり、引き続き、連携して検討を進めていく。

5. リハビリテーション専門職の医療現場以外での活躍および名称の取り扱いについて

【沼崎満子 議員】

リハビリテーション専門職が医療現場以外でのさまざまな仕事において、国家資格の名称を掲げての活動は可能であるか。

平成25年11月27日に発出された理学療法士の名称の使用等について（通知）にお

ける理学療法士と同様に作業療法士、言語聴覚士もここにはまるのであるか。

【厚生労働省 森光医政局長】

平成 25 年の通知において「理学療法士が、介護予防事業等において、身体に障害のない者に対して、転倒防止の指導等の診療の補助に該当しない範囲の業務を行うことがあるが、このように理学療法以外の業務を行うときであっても、「理学療法士」という名称を使用することは何ら問題ないこと。また、このような診療の補助に該当しない範囲の業務を行うときは、医師の指示は不要である。」と、現場での解釈に混乱が生じないよう発出したもので、名称使用は可能である。

この通知は、法律の範囲内のことを明確にしたものであり、(作業療法士、言語聴覚士も)同じような解釈と考えている。

参考：

https://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php?ex=VL&deli_id=56233&media_type=

一般社団法人 日本作業療法士協会まとめ